

(第一類 第五号)

第一百五十九回国会 財務金融委員会議録 第二十一号

平成十六年五月十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 田野瀬良太郎君

理事

西野あきら君

理事

村井仁君

理事

島聰君

理事

江崎洋一郎君

理事

金子恭之君

理事

小泉龍司君

理事

左藤章君

理事

田中英夫君

理事

中村正三郎君

理事

林田彪君

理事

増原義剛君

理事

森山渡辺君

理事

鈴木裕君

理事

武正大藏君

理事

田中裕久君

理事

吉田仁君

理事

廣明泉君

○田野瀬委員長 これより会議を開きます。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第四七号)

この場合には、過大記載を行つた証券会社等の傘下に口座を開設する株主等は、過大記載分に相応する株式については、その持ち株数の割合に応じて、会社に対抗できないこととなり、その対抗できない部分に係る株主権を会社に行使すること

合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案に関する答弁の中で、振替口座簿に誤つて本来の株式数よりも過大な数の株式数が記録され、善意無過失の第三者により善意取得が生じた際の株主権の行使について御説明をさせていただきました。

○田野瀬委員長 この際、政府参考人から発言を認められておりますので、これを許します。金融

府参考人 増井喜一郎君。当委員会において、そのように決しました。

○田野瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田野瀬委員長 この際、政府参考人から発言を認められておりますので、これを許します。金融

府参考人 増井喜一郎君。当委員会において、そのように決しました。

佐々木憲昭先生への株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案に関する答弁の中、振替口座簿に誤つて本来の株式数よりも過大な数の株式数が記録され、善意無過失の第三者により善意取得が生じた際の株主権の行使について御説明をさせていただきました。

この場合には、過大記載を行つた証券会社等の傘下に口座を開設する株主等は、過大記載分に相

応する株式については、その持ち株数の割合に応じて、会社に対抗できないこととなり、その対抗

できない部分に係る株主権を会社に行使すること

はできないことになります。

このような過大記載が解消されれば通常の状態に戻りますが、過大記載が解消されない期間においては、さきに述べた株式が保有割合に応じて対抗できなくなる原則は、株式数の多寡にかかわらず適用されるものであります。

しかしながら、過大記載により、発行会社に対する抗することができる株式について端数や単位未満数が生じた場合には、当該株主は、商法の原則では端数や単位未満数では議決権が生じないが、この場合に限つて当該端数等の議決権を有する特例を設けたところであります。すなわち、会社に对抗できる株式が一株未満となつても、商法の特例として、その一株未満の株式が会社に对抗できるということでございます。

今後はこのようなことがないよう努めてまいりますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

同日 辞任 川崎二郎君
江藤増原義剛君
渡辺一郎君
仙谷由人君
津川祥吾君

辞任 左藤正芳君
江藤恭之君
楠田拓君
園田恭之君
康博君

補欠選任 二郎君
正芳君
由人君
大藏君
康博君

補欠選任 左藤正芳君
江藤恭之君
楠田拓君
園田恭之君
康博君

補欠選任 二郎君
正芳君
由人君
大藏君
康博君

補欠選任 左藤正芳君
江藤恭之君
楠田拓君
園田恭之君
康博君

補欠選任 二郎君
正芳君
由人君
大藏君
康博君

補欠選任 左藤正芳君
江藤恭之君
楠田拓君
園田恭之君
康博君

補欠選任 二郎君
正芳君
由人君
大藏君
康博君

補欠選任 左藤正芳君
江藤恭之君
楠田拓君
園田恭之君
康博君

補欠選任 二郎君
正芳君
由人君
大藏君
康博君

補欠選任 左藤正芳君
江藤恭之君
楠田拓君
園田恭之君
康博君

補欠選任 二郎君
正芳君
由人君
大藏君
康博君

補欠選任 左藤正芳君
江藤恭之君
楠田拓君
園田恭之君
康博君

補欠選任 二郎君
正芳君
由人君
大藏君
康博君

補欠選任 左藤正芳君
江藤恭之君
楠田拓君
園田恭之君
康博君

議を開始するに当たりまして、資料の要求をいたしました。迅速に対応いただきて、大変参考になる資料であつたというふうに思います。衆議院のみならず参議院の審議も通じてこの共済の問題についてちゃんと議論を深めていくことが必要だというふうに考えております。

まず冒頭に、時節柄というわけではありませんが、やはり今最大の国民の関心事というと、国民年金の未納、未加入の問題ということになります。

よく、記者会見等で、未納である理由あるいは未加入である理由というものを閣僚の方が御説明になつてはいる、あるいは議員の方が御説明になつてはいるのをお聞きいたしますと、どうも移行手続の問題ということが大変多く述べられているわけあります。まさに、厚生年金から共済年金への接合部分の問題であつたりとか、国民年金からの接合の問題というふうなことがあります。皆さんそういうふうにおおっしゃっているわけだから、では、これはもう至急に直していかなければいけない課題でもあるというふうに思うわけなんですね。

冒頭お伺いをいたしますが、この説明の中で、

私も、はつきり言つて、大臣とかそういうふうな政府の役職になんかつくのはまだまだそんな、先なんだろうというふうに思つていて、こんなことも全然知らなかつたんですが、たびたび、短期給付と長期給付は別になつていて、共済制度では、閣僚やら副大臣になつた場合に、短期給付は加入は可能だけれども、長期給付には加入ができないというふうなことを聞くわけです。それは、そうだから未納になつた、未加入になつたという説明としてはあれなんでしょうけれども、ただ、では、何でそなんだということについてちゃんとした説明がまだいただけないというふうに思つております。

まず、一番初めに、共済制度において短期と長期というものが分かれている理由について、きょうは厚生労働省から副大臣にもお越しをいただい

ておりますけれども、財務大臣がお答えになるの

かあるいは厚生労働副大臣がお答えになるのか、この短期と長期が分かれている理由というのを御答弁いただきたいと思います。

○山本副大臣 短期と長期に分かれている、長期について国会議員が加入できることにつきましては、国家公務員共済組合法七十二条にその定めがございます。その定めの趣旨とされるものは、国会議員互助年金の適用を受けること、それを勘案して定められたというように解釈されております。

○中塚委員 何か今のは説明になつてはいるようですが、互助年金の適用があるから共済には入れないということですか。

でも、互助年金にはいわゆる基礎年金部分といふのはないですよね。互助年金には基礎年金部分というのがないにもかかわらず、なぜ互助年金と共済の年金の方には同時に加入ができるんですか。もう一度御答弁いただけますか。

○山本副大臣 この国家公務員共済法は昭和三十三年に定められておりまして、まだ基礎年金の仕組みができるない前の法律でございます。それが今日まで改正されずに来ておるということでござります。

互助年金があるということにおいて、その当時は、国家公務員の長期給付すなわち共済年金に

入つて、老後のことで一般職の公務員と同様に扱うということの必要性を認めていかつたといふように考えられるところでございます。

○中塚委員 やはり、国会議員であれば、今いろいろと問題があると言われております、私もこの議員年金というのについては考えがありますが、

きょうは申しませんけれども、互助年金に入り、そして加えて国民年金に入るということと、互助年金というのはあくまで互助年金ですから、基礎年金部分がないということは、国会議員であればまだいただけないというふうに思つております。

ただ、先生のおつしやるように、各省庁において、この扱い、説明ぶり、そういったものが全部統一されておつたかというと、そうでなくて、そ

ということであるならば、それは国民年金にずっと入り続けなければならないということは、それ

はもう論理的に当然のことでなければいけないと私は思いますよ。

法律の改正の問題が、後から国民年金の制度が

できたり強制加入になつたりするというふうな御説明がありましたけれども、ということは、これ

はまさに立法の不作為といいますか、もちろん国

会としての責任はあるかもしれません。しかし、

その法律を実際に運用している行政の責任とい

るものもあるんだろうというふうに思います。

もう一つお伺いをしたいことがあります。今

回、こういう国民的な話題になつたからこそ大変

にクローズアップをされました。しかし、こうい

うことがなければ、ずっとわからない状態が続い

ていたに違ひありません。この短期給付と長期給

付は別で、長期には加入できない、閣僚も加入で

きないということについて、そのことは、各省の

担当部局、共済を所管されている財務省なりある

いは年金制度自体を所管されております厚生労働

省、そういう行政の役所というものは、ちゃんと

窓口の自治体とかそういうところに説明はされ

ているのかどうか、御答弁をいただけますか。

○山本副大臣 国民年金への加入、脱退等につきましては、基本的には御本人が手続されるべき問題でございます。

他方、制度に対する勘違い等につきましては、大臣等就任時に国民年金から脱退してしまったとおりでございます。この問題につきましては、

まずは、国民年金を所管する省庁におきまして脱

退手続等に関して検討されるべき問題というよう

に考えておりますけれども、国共済制度を所管す

る財務省としましては、このようなことがないよ

うに努力をしてまいりたいと考えるところでござ

います。

ただ、先生のおつしやるように、各省庁において、この扱い、説明ぶり、そういったものが全部統一されておつたかというと、そうではなくて、そ

れぞれ、口頭で説明あるいは書面で説明しといふような、また説明しないといふところもあったようございまして、これは今後検討する必要があろうというように思つております。

○中塚委員 続いて、同じ質問を森副大臣にお伺いしたいというふうに思います。

やはり、こういう制度の問題について、私は、

その制度の組み立て方自体にも極めて問題が多い

と思いますよ、それは、互助年金に基礎年金がない。互助年金に基礎年金が入つていると思つてい

た人がいるということ自体、これはもう問題です

が。

でも、そのことは別に、一応、法の支配とい

いますか、法治國家なわけでありますから、であ

るならば、今の制度というものは、担当部局は、

自治体であれいろいろなところであれ、ちゃんと

説明をしておかなければいけなかつたはずだとい

うふうに思います、どういう説明を今までされ

てこられているのか、御答弁をいただけますか。

○森副大臣 お答え申し上げます。

市町村においては、事務の効率化及び住民サー

ビスの観点から、国民健康保険と国民年金の届け

出の受理などを一体的に行つているところが多う

ございます。御指摘のよう、医療保険は共済組

合で年金は国民年金というような組み合わせは、

被保険者の中で極めて特異なケースでございま

す。そういったことで、こういったことに気づか

ないで、国民健康保険の資格喪失処理を行ふと同

時に、社会保険事務所に国民年金の資格喪失の報

告が行われてしまつたような例もなかつたとは言

えないといふふうに思つております。

これらは、注意深く処理すれば防止できた可

能性が高かつたと思われますことから、先日の三党

合意において、「国民年金の未加入者及び未納者

に対する通知、督促を適正に行ふための措置を」

講じることとなつたことを踏まえまして、今後こ

ういったことがないよう十分に検討いたしまし

ます。

また、実は私も人ごとでなく、昨日御報告申し上げましたとおり、労働政務次官に平成七年に就任しました折に、うつかりしまして国民年金に入しなかつた一人でございまして、大変国民の皆さん方に申しわけなく思つてはいるところでございますけれども、こういったことが極力起こらないよう、各省庁の担当部局に対しても周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中塚委員 国税庁のこととて言えば、私どもが確定申告をする際には、郵送で送られてくるわけです、政治家が確定申告をする場合に、何が経費になるのか、何が寄附金なのかということについて、政治家だけのためにつくった書類というもののがあって、それが送られてまいります。大臣はそれをごらんになつたことがあるかどうかわからませんけれども。だから、それが極めてまれなケースであるとしても、短期と長期が分かれています。だから、それはきつちりと対応されてしまうのは当然のことです。

未納、未加入の問題については、それが個人的な課題であるのか、またあるいは制度上に問題があるのか、いろいろな意見はあると思いますけれども、でも、払つていらっしゃる方だつてちゃんといるわけですね、大臣になつてちゃんと払つていらっしやる方はいる。ということになるならば、その点を踏まえて、では今後どういうふうに対応していくのかということを考えいかにやいかぬ。

今、財務副大臣の方から、努力していきたい云々というふうなことがありましたが、では一体それをどういうふうにしていくのかということは極めて大きな課題であるというふうに思いますし、その改正について、具體策なども、どういうお考えがあるのか。まさにその三党合意にも含まれている項目なわけですね。

そしてもう一つは、この委員会にも御出席になります経済財政・金融担当大臣のように、民間人

から大臣に登用された方も、これは、要は国家公務員共済年金には加入できないというか、する必要がないということになつてしまつてゐるわけなんですか。これについても、加入できるようになりますけれども、これについては、普通の民間の方に申しあげますけれども、これについては、身分の得喪が、一体それはいつまでにどういう対応をされるおつもりなのか、御答弁をいただけますか。

○谷垣国務大臣 今、中塚委員が御指摘になりました、民間人から大臣等に就任した場合、現状においては大臣規範によつて兼職禁止でございますから、厚生年金は入れなくなる。そうすると、国會議員とは異なつて、互助年金の適用もないといふ状況になります。こうした現状にかんがみて、今回三党合意というものをやつていただきまして、これも踏まえまして、関係省庁と協議して、共済年金の適用を可能とするような政令改正をこの国会中に行うこととしたいということと今作業をしております。

それから、先ほど中塚委員から、税に関する御質問に、国議員の場合は何がどうなるのかと

これは役所の答弁資料でも何でもございません、全くの私見でございます。私自身も今回ミスのあることがわかりました。それから、多くの同僚のところでもそういうことが起こったことを考えますと、役所の側でも少し運用等で考えなきやならないところがあるんだろうと思います。例えば閑僚、副大臣等になりましたときにどういう注意をするか、事務方がどういう資料を上げるかというようなことも、役所によつて、口頭で言うところ、書面で言うところ、いろいろあるようございますけれども、そういうあたりの工夫のしようもあるんだろうと思います。

ただ、もう一つ、私自身つくづく感じますのは、国会議員といふいわば身分というの、極めて数も限られた、ある意味では特殊な身分でございます。その国会議員がいろいろなことで、民間企業の顧問等をしている場合もあるであります。個人の問題、そして制度としての問題、二つの視点があると思います。

個人としての問題はきょうは私はあえてお伺いいたしませんが、共済法の審議ですから制度の問題としてお尋ねをしているわけであつて、それは先輩から教えてもらわねばいいにこしたことはないし、こんなことにはならなかつたと思いますけれども、それはどつちかというと個人的な問題であつて、やはり大切なことは、制度をどうするのかということになるわけですね。

結果として、そういう意味では、個人の問題で

はなくして制度の問題として考えた場合に、財務省や厚生労働省といった、年金とか共済を所管している役所でさえ年金制度のことをちゃんとわかつていなかつたということじゃないですか、これはどこでこの党でも恐らくそういうようなことがあって、新しい国会議員、若い国会議員を教育するというようなことをやつてきたんだと思いますが、私は、国会議員になりまして、先輩方から、国会議員の身分はこうだから年金についてはかかる特殊性があるぞ、そこは注意せよという指導を受けたことは、残念ながら今までなかつたわけでございます。

やはり政党なり立法院の中においても、国会議員の身分というのは相当特殊な取り扱いを受けるので、それぞれ注意して、こうしようというような政党の中あるいは立法院の中においてそういうふうなことをするのも、私も立法院の一員でございますから、そういうあたりが従来欠けていたのではない氣も実はいたしてゐるわけでございまして、私も、我が党の中で少しそういうようなことはできないかという問題提起もしてまいりたいと思っております。

○中塚委員 この保険料の未納あるいは未加入の問題というのが、個人の問題なのあるいは制度

の問題なのかといふうな観点があるんだと思うんです。二つの視点があると思うんです。個人の問題、そして制度としての問題、二つの視点があると思います。

個人としての問題はきょうは私はあえてお伺いいたしませんが、共済法の審議ですから制度の問題としてお尋ねをしているわけであつて、それは先輩から教えてもらわねばいいにこしたことはないし、こんなことにはならなかつたと思いますけれども、それはどつちかというと個人的な問題であつて、やはり大切なことは、制度をどうするのかということになるわけですね。

結果として、そういう意味では、個人の問題ではなくして制度の問題として考えた場合に、財務省や厚生労働省といった、年金とか共済を所管している役所でさえ年金制度のことをちゃんとわかつていなかつたということじゃないですか、これはそのあたり全部理解をしていればもちろんこれでございますけれども、私はやはり、実がベストでございますけれども、私はやはり、実はこれは私の個人的な経験でございますが、国会へ出まして、君たちが閑僚になつたとき、政務次官になつたときはこういう行動をせよというようなことを先輩方から随分教わつてまいりました。これはどこでこの党でも恐らくそういうようなことがあって、新しい国会議員、若い国会議員を教育するというようなことをやつてきたんだだと思いますが、私は、国会議員になりまして、先輩方から、国会議員の身分はこうだから年金についてはかかる特殊性があるぞ、そこは注意せよという指導を受けたことは、残念ながら今までなかつたわけでございました。

そして、そういうことにそこがないようにきちんとしていくということに対しましてはこれから十全を期したいと思っております。現実に、大臣等の就任時に、制度に対する勘違い等に基づく未加入、未納、こういったものが発生してはいるわけでありまして、こうしたことが今後起こらないよう、先般の与党合意や三党合意を踏まえまして、所管官庁である厚生労働省における対応をも踏まえて、財務省としましては、可能な限り共済組合との連携、そういういたものを図りながら努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○森副大臣 確かに、委員がおつしやいましたように、きちんとした知識を持つて論理的に考えれば、これはこうしなきやいけないという対応は出てくるわけでございますけれども、そういった意

味で、究極的にはやはり個人の責任に帰する問題だと思います。

しかも、自分がチヨンボをした本人であつてこそいることを言うと非常に言いわけがましくなるものですから、大変、いささかはばかられますけれども、確かに、制度の運用上の、親切さという

か丁寧さが若干欠けていたといふことも認めざるを得ないと思います。

ただ、先ほど申し忘れましたけれども、平成九年からは基礎年金番号が加入者一人ずつについておりますので、その時点で、それ以前よりはかなり状況は改善されたといふに思います。それに加えまして、やはり今回こういった問題が、私を含めて浮き彫りにされたことで、やはり制度の運用上また事務手続上の、もうちょっとと丁寧にやる方法がないかということを、私も責任を痛感しながら一生懸命に考えて改善に取り組んでまいりたい、こう考えております。

○中塚委員 制度の問題ということをさつき申し上げましたけれども、あとやはり、今の御答弁だとその運用の問題もあるということですね。結局、私は、この手の問題は何かというと、今年金制度 자체がもうバッチャーワークで、継ぎはぎだらけで来てしまっているということに根本的な原因があるんだと思いますよ。今回の政府提案の年金の法律、幾つか出ておりますが、結局、その制度とか仕組みといふものはほとんど見直すことなしに、保険料の問題と、あと給付の問題、言つてみれば財政の帳じり合わせだけをやっていふことですね。だから、そういうバッチャーワークに継ぎはぎ、継ぎはぎ、継ぎはぎで来て、ところがその継ぎはぎだらけの制度は見直さないで、金目の話しかやらないということに一番大きな問題がある。

だから私どもは、そういう年金制度をもう抜本的に改めるべきだということで、基礎年金の部分に税を充てる、消費税を充てるということでありますとか、一元化をするべきだということを民主党としてお訴えをしているわけなんです。ですか

ら、今参議院で年金法案の審議が行われておりますけれども、そういったことも踏まえてちゃんと議論をしていただきたいというふうに思います。

森副大臣はもうここで結構です。それでは次に、一元化ということについて伺います。

今回提案の法律で、国家公務員と地方公務員の年金を一元化するということになるわけですがこれでも、これについては、昭和五十九年一月に、公的年金制度全体の長期安定と整合性ある発展を図るための改革を推進し、その一元化を完了させると閣議決定を行っております。その際は、一九九五年に一元化を完了させるというふうにされたいたわけなんですけれども、その後、全然進んでおりません。

その公的年金の一元化ということについて、何で進んでこなかつたのかということ、そして、一元化といった場合に、何か、小泉総理も、またあるいは与党の幹部の方も、一元化といつてもいろいろな一元化があるんだみたいなことを言う。一元化というのは一体何なんだ、どういう一元化を目指しているんだけれども、どんな理由があつて一元化にならないのかということについて御答弁をいただきたいと思います。

○山本副大臣 公的年金の一元化につきましては、昭和五十九年の閣議決定に沿つて、昭和六十一年改正によりまして、それまでの縦割りの制度に各制度共通の基礎年金制度を導入するとともに、被用者年金制度につきましては、基礎年金の上乗せとして報酬比例の給付を行ふ制度としたことは御承知おきのとおりでございます。

それ以降は、二階部分の被用者年金制度についての統合を鋭意進めてきたところでござりますが、平成九年に旧三公社共済、J.R.、J.T.、N.T.でござりますが、平成十四年に農林年金を厚生年金へ統合いたしました。さらにその後、平成十三年三月の閣議決定を行い、これに従いまして、今回、国共済と地共済について財政単位の一元化を図る内容の法律案を国会に提出させていただい

たところでございます。

また、平成十三年の閣議決定では、二十一世紀初頭の間に、厚生年金等との財政単位の一元化を含めまして、さらなる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るために方策について検討するとされているところでございまして、この閣議決定等に沿つた取り組みを鋭意進めてまいりたいと考えております。

なお、今般の三党合意にありますように、社会保障制度全般の一体的見直しにおける年金一元化の議論の動向も十分注視していく必要があると考えるところでございます。

以上です。

○中塚委員 何か今の御答弁を聞いていますと、本当に三党合意がすごく心配になつてくるわけですね。うんうんとうなずいていらっしゃいますが、その公的年金の一元化ということについて、何で進んでこなかつたのかということ、そして、一元化といふのは何なのさということに、まず御答弁にあつたのは、基礎年金をつくりました。基礎年金をつくつたということは一元化だといふことなんですかね。もう一つは、農林共済とか、割とちっちゃいところを大きなところにひつつけました。それが一元化だということなんですかね。

我々が主張をしている一元化というのは全然そういうものではなくて、公務員、国であれ地方であれ、そしてまた民間というのも含めて、年金制度を再設計しましようということが私たちの主張しております一元化ということになるわけなんですね。だから、今の御答弁だと、基礎年金をつくつたら、ではそれで一元化になる、ちっちゃなところをひつづけていけばそれが一元化なんだといふことでいいんでしょうか。

○山本副大臣 委員御指摘のとおり、一元化といふ気持ちは、国民がひとしくその制度の中にだれでもが入れて、また、負担と給付の問題も、透明で公平でわかりやすいということが理想だろうというふうに思います。

しかし、今までの年金制度、それぞれの分野、職種で考えられてきた、英知を集めた制度でございました。これがひととおりありました。その内容でございますが、まず第一に、保険料を平成十三年の公的年金制度の一元化に關する閣議決定を踏まえまして、国共済と地共済の財政単位の一元化を図ることとしております。二番目に、両制度間で財政調整を行つて、費用負担を平準化いたしまして、年金の円滑な給付を確保するということでございます。

これは国共済と地共済を実質的に一つの主体として運営していくものでございまして、そのような観点から申し上げますと、積立金につきましても実質的に一元的に活用されることとなるわけでございます。

○中塚委員 実質的にというお話をありました
が、私が聞いているのは、その積立金は一緒に合
わせちゃうのかということです。単に所管の役所
が変わる程度の話なのか。それとも、全くそのお
金は、財布は一つにするということなのか。(二つ
なんだけれども)一緒に出したり入れたりするか
ら二つは一緒なんですという話なのか。それと
も、こっちに入っているものをこっちに入れ
るのか。そこはどうなんですか。

○山本副大臣 国共済と地共済の口座を一元化す
る、一緒にするというわけではありません。積立
金はそれぞれの口座に分かれています。運用
等あるいは取り崩し等、それはそれぞれ全体とし
て考えまして対処していくことでございま
す。

○中塚委員 だんだん時間がなくなってきたので
細かい議論ができなくて残念なんですが、しか
し、それでは果たして本当に一元化と言えるのか
どうかということですね。要は、両勘定のやりく
りをすることによって何となく一元化のようにな
れるけれども、でも、やはり財布は依然として二
つあるということですね。それをもつてして、果
たして、では一元化というふうに言えるんですか。
結局、冒頭申し上げました、未納、未加入に
関連をするような、制度のパッチャワークというも
のはこれからも続いているんではないですか。ま
た、うんうんとうなずいていらっしゃいますけれ
ども。

伺いをしたいと思います。

○谷垣國務大臣 職域加算の制度は、昭和六十年の制度改革で、公務員制度の一環として独立した制度であつた共済年金が、基礎年金のいわば上乗せ部分、上乗せ年金として制度設計を変更したところもひとつ考慮しなきやならぬ。

それから、公務員には、今委員もお触れになつたことですが、職務専念義務であるとか兼業禁止規定であるとか、あるいは再就職の制約、それから刑罰を伴う守秘義務、こういった身分上の制約も課せられている。こういうことを勘案して、國家公務員の退職後の生活の安定というものを図りたい、そういうことによって公務の能率的運営といいますか規律を維持したい、こういう目的で職域年金部分が設けられたというふうに考へておられるわけあります。そういう制度の目的は今も意味を持つておられるのではないかというふうに思いますが、そこで、それを維持するためには結局国庫から負担をしているのではないかということですが、保険料率というのは、結局、職域加算部分の有無といった給付の仕組みの違いというだけじゃなくて、年金がどれだけ成熟しているかというようなこと、あるいは組合員、受給者の年齢構成だとか、要するに、被保険者期間が組合員にどれだけあるか、それから積立金の状況、こういうようなことでいろいろ影響を受けて決まるものでござります。今、国共済は厚生年金に比べて保険料率が〇・八%高くなつておりますけれども、この保険料率の差というのは、必ずしも職域加算があるからですぐに対応してくるわけではなくて、今申し上げたような、過去のいろいろな事情、いろいろな制度の成熟度、こういうものが関係しているというふうに考えております。

それから、国が事業主として保険料を負担する際には財源は税ということになるわけですが、こ

れは、国という事業主の特性によるわけでござります。

○中塚委員 基礎年金拠出金の三分の一というようなことについても厚生年金と制度的に変わるものではないんだというふうに私は考へております。計算としての保険料率の上乗せではないというふうな御答弁でしたけれども、それは金に色がついていないというだけのことですね。お金に色がついていないというだけのことであつて、現実問題、ちゃんと職域加算というものがあつて、そして〇・八%高いということについてどういうふうに考へるのかということです。

あともう一つは、財政の健全化ということを言ふときに、〇・八%高い保険料についても、半分は税金で見ておるんでしょうね。それは当然のことだと思いますよ。そういう制度なんですから。それはそのとおりだと思ひますけれども、これだけいろいろと批判があるものについて、〇・八%の半分、税金を入れ続けていくようなことで、果たして本当にそういう姿勢でいいんですかとということを質問させていただいたんですけれども、以上を申し述べまして、終わらせてもらいます。

○西田委員 次に、西田猛君。

○西田委員 自民党の西田猛です。きょうは、谷垣大臣が参議院の本会議の方にも御出席されるということで、時間の許す限り御答弁いただければというふうに考えておりまます。その余のことにつきましては、せっかく副大臣、大臣政務官制度もできて、政治主導の国会運営がなされているわけでござりますので、副大臣、大臣政務官の皆さん方にぜひ御答弁をいたたかないと思います。

さて、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案にちなみまして、今の我が国の財政の状況を見ておりますと、巨大な財政赤字からの脱却

など、あるいは財政自身が含む問題、大きなもののが幾らもございます。

しかし、私自身考へますのは、国の財政の根本的な問題は、これはもう社会保障といふうに言つても過言ではないというふうに考へます。これからの中でも、今の御答弁も全然答えにはなつてないというふうに思ひます。その〇・八が単純に職域加算としての保険料率の上乗せではないというふうな御答弁でしたけれども、それは金に色がついていないというだけのことですね。お金に色がついていないというだけのことであつて、現実問題、ちゃんと職域加算というものがあつて、そして〇・八%高いということについてどういうふうに考へるのかとということです。

あともう一つは、財政の健全化ということを言ふときに、〇・八%高い保険料についても、半分は税金で見ておるんでしょうね。それは当然のことだと思いますよ。そういう制度なんですから。月十七日付の政府・与党協議会の決定や、それから今般の国民年金法の改正法等の一連の公的年金の改革、そして、同じく平成十五年の十二月十七日付で与党の税制協議会が決定いたしました税制大綱というのもござります。その中でいろいろ示されたことを踏まえて、国全体の財政を預かる財務大臣の責任は非常に重いものがあると思うのですけれども、今後社会保障を踏まえて国の財政運営をどのように考へておられるのか、お聞かせ願いたいと考へます。

特に、その税制改正大綱の中では、「第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して」という中で、「税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し」という文言まで入っているわけですね。だから、そういうことを踏まえた上で、しかし、これからふえていく社会保障給付というものとのように整合性をとつていくのか、これはもう本当に国の財政としては難しい問題だと思うのですけれども、そのようなときに任に当たられた谷垣大臣にぜひお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○谷垣國務大臣 今、西田委員が持続可能な財政という表現をお使いになりましたが、私は、二十一世紀に持続可能なシステムをつくっていくことができるかというのが、いろいろな国政の議論の中でもこの持続可能という言葉がこれからキーワードなんじやないかなと実は考へております。

申すまでもございませんけれども、平成十六年

度末での公債残高が四百八十三兆円程度に達する、世界先進国の中でも最も悪い状況であるわけでございます。その中で、今委員が御指摘になりましたように、もちろん財政の問題は社会保障だけではなく、いろいろなところでむだを省かなければならぬと思います。

持続可能な財政構造の構築というのは総合的に考へていかなければいけないわけがありますが、なかなかこの社会保障制度というものが、高齢化が非常に進行しているということもあります。これはもうある程度伸びていくのはやむを得ない面が当然あるわけですから、経済財政の現状から見ると、経済の力と相反してこれが増嵩していくというようなことになれば持続可能なシステムということにはならない。どう経済財政の現状と矛盾しないものにしていくのか、そういう意味での不断の見直しと、抑制をどうしていくのかというのは、今回の年金制度の改革もその一環でございますけれども、これをやつていただいてまだ課題は山積しているということではないかと考へます。

そういう中で、昨年暮れの与党の税制改正大綱で御提言をいたしまして、委員のおっしゃいましたように、今後地方の財政をどうしていくか、地方の自主性をどう高めていくかという観点と同時に、この社会保障、特に基礎年金の国庫負担をどうしていくかということを主として視野に置いて、いわゆる個人所得課税、それからさらには消費税を視野に入れながら議論をしていくということを示していただきまして、これが与党と政府の合意にもなつております。

したがいまして、我々も今後の議論の中で、そういうことを見通しながら、どういう枠組みをつくっていくのか、さらに国会でも議論をさせていただきたいと思つておりますし、私どもも知恵を絞つていかなければならぬと考へております。

大変申しわけございません。これで参議院の審議の方に伺わせていただきます。

○西田委員 大臣にはいろいろとお聞きしたいこ

臣にお願い申し上げますので、どうぞ。
実は、先ほども話題になつておきましたけれども、あとはまた山本副大臣のところへお預けです。
も、いわゆる国会議員互助年金と呼ばれているもの、非常に御自身反省なされるような点もあつたようですが、それでも、実はこのことを、私は、しっかりと国民の皆様にもその制度の実相を明らかにしていかなければならぬというふうに考えていました。
それはどういうことかといいますと、まだ誤解をしておられる方がたくさんいらっしゃるかと思ふんですけれども、国会議員互助年金というのにはいわゆる社会保険的な制度ではありません。財政の仕組みを見ても、あるいはその給付のされ方、負担の仕方を見ても、これはいわゆる昔の恩給を引きずつっているような制度であります。ですから、もしそれが今時の現代社会に不適切であればやはり適切なように直していかなければいけないし、しかし、その前提となる事実を国民の皆様によくわかつていただかなければいけない。
例えば、よくある批判は、国民年金などは、いろいろ掛け、二十五年掛けても、基礎年金だけが七割以上負担しているんじゃないか、というふうな御批判がありますけれども、これは、事実をよく見れば、実はそういう批判が必ずしも正鵠を得ていないということをまず明らかにして、そして国民の皆様とともにこの議論を進めていく必要があると思いますので、私は、そのことをしっかりとここでこの際に議論しておきたいと思うんであります。

基礎年金制度が導入されたのでございまして、そのときに、基礎年金制度が導入されたということがと、例えば国会議員に限つて言えば、議員が掛けたる互助年金とされている負担金というのは全く趣旨が違うものなんだ、したがつて、基礎年金部分については全員入らなければいけないものなんだす。

だから、会社の役員などあるいは職員をしていて、あるいは労働組合に属しておられて厚生年金に入っている方は別にして、その以外の方は基礎年金部分に当然入るんですよというようなことをこの昭和六十一年、一九八六年にしっかりと、きのうもテレビニュースでやつっていましたが、法律を通した国会議員の皆さん方自身がわなにはまつてしまつたというか、理解しておられなかつたということが今般大きく国民の皆様方から批判をされていることにつながつているのではないかと思ふんです。テレビニュースなどによりますと、いわゆる八年問題、一九八六年と言われることですね。六年を境にして未納をしている方がたくさんいらっしゃつたということございます。

私などは、当時まだ一般職の国家公務員をしておりましたから、もう何の問題もというか考えるところもなく基礎年金制度に入つていつたわけですがござりますけれども、そういうふうに、国会議員の皆さんの中でも、この基礎年金制度が導入されたということの周知徹底が、これは社会保険庁がどうのこうのじゃなくして、みずから皆様方の中に図られて、今こういう事態には立ち至らなかつたのではないかなどいうふうに考へるのでありますけれども、山本副大臣、ちょっと御所見の方をお伺いできますでしょうか。

十歳未満の方は、ごく一部の例外を除き、すべて国民年金に加入しなければならないことになります。これに伴い、従来は任意加入の扱いであった国會議員の方とその配偶者も、今後は必ず国民年金に加入していただくこととなりました。」そういうパンフレットも配られているわけでございます。

それからいたしますと、大変残念な話でござりますけれども、我々国議員がきちんとこういったことについて遺漏なきを期すということが大事であつただろうというように、今さらながら思つてころでございます。

○西田委員 そのような周知徹底も国会の中で図られていましたとございますので、今後はぜひ遺漏のないようにしていただきたいと思うのです。

この国議員互助年金制度、法律の名前が国議員互助年金法となつておりますので、やはり互助年金と呼ばざるを得ないのでけれども、仕組みについて後で詳しく皆様方から御説明もいただきたいと思っておりますが、その前に、先ほど一元化という議論もございました。

今、国民の間でも公的年金制度の一元化ということが非常に話題になつておるわけでございまして、先ほど民主党の委員の方からも、一元化はなぜするのか。それはもう非常に大切な論点なんですねけれども、ただ、例えば国共済と地共済の財政単位の一元化などということでも、これでもう五年、十年かかる話ですし、それから旧三公社の厚生年金への統合ということとも、これももう本当に年限をかけてやらなければいけなかつた制度でございます。

我が国の場合、社会保険という制度を見てみると、これは助け合いなのか、それとも國からの下され物である給付なのかという議論がしつかりなされてきていないと私は思います。しかも、もともとをいえば、そのそれぞれの職場、職域で助け合うということが基本だったという歴史があるのでござりますので、そういうものが今いろいろな

制度の違いを、今日にまでそれが引きずられているということでありまして、これは過去の歴史のあることですから、えいやどこで、ではもう全部一元化してしまおうというのは、必ずしも我が国にとっていいことなのではないと思ひます。

もちろん、大切なことは、単に簡素化しようといふことなのじゃなくて、国民の負担とそして給付を、それこそ今大臣も言われた持続可能なものとして、今後、国民、国家として保障していくということの考え方こそ重要なんだと思うんです。

その意味で、昭和六十一年に基礎年金制度が導入されたことで、基礎部分、基礎年金部分は一元化が図られたものと考えますし、そして、先ほど来話題になつております平成十三年三月十六日付の閣議決定で既に方向性は示されているわけですから、今後、政府として、特に国の財政全体を預かる財務省として、どのように一元化というか、年金の持続可能な給付と負担の関係を構築していくというふうにお考えなのか、そのところを具体的にお聞かせ願えますでしょうか。

○山本大臣 公的年金の一元化につきましては、先生御指摘のとおり、五十九年の閣議決定に沿いまして、昭和六十年改正で、それまでの縦割りの制度に各制度共通の基礎年金制度を導入いたしました。そしてまた、被用者年金制度につきましては、基礎年金の上乗せとして報酬比例の給付を行う制度といたしました。さらに、二階部分の被用者年金制度につきましては、平成九年に旧三公社共済、平成十四年に農林年金、これを厚生年金へ統合したことは御案内のとおりでございました。さらに、今回、国共済と地共済につきまして財政単位の一元化を図る内容の法律案を国会に提出するなど、取り組みは、段階的に着実に進められているわけでございます。

また、平成十三年の閣議決定では、二十一世紀初頭の間に、厚生年金等との財政単位の一元化を含め、さらなる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について検討するときされておりまして、この閣議決定等に沿つた取り組みを鋭

意進めてまいりたいと考えております。

なお、今般の三党合意にあるような、社会保障制度全般の一体的見直しにおける年金一元化の議論の動向も十分注視していく必要があると考えております。

財源を才と
また費用負担の問題を
ものからしますと大変困難な年金の事情でござりますが、必ずしも容易ではありませんが、持続可能な制度、そして、安心できる、国民が信頼できる制度というものを求めて頑張っていきたいとうようと考えるところでございます。

すけれども、国会法の中に書いてある、国會議員は「退職金を受けることができる。」というふうな規定をも受けたこの制度が歴史的にできているわけですから、そのことをはつきりとまず国民の皆さんに、我々も含めて認識をした上で、では、今この現代社会においてこれがいいのか悪いのか。私は、次にちょっと提案をさせていただきたいと思っているんですけれども、現代的にむしろこの制度をアレンジしていくべきじゃないかというふうな考え方、そういう事実の認識の上に立つてならあっていいと思うんですね。

したがつて、今の議員互助年金制度というものがいわゆる社会保険とはちょっと違うんだということを中心的に、制度の仕組みを説明していただけまでしようか。

○小西大臣政務官　まさに今委員が御指摘になりましたように、国会議員互助年金制度というものは、名前には年金というものが入っておりますけれども、基本的には国会法第三十六条に基づく退職金という位置づけで、同じく昭和三十三年に議員立法にてつくられたものでございます。

支給額を貢賃の百五十分の一とする職一年延びるごとに百五十分の一ずつ増していく職一年延びるごとに百五十分の一ずつ増していく内容でございまして、納付金と支給額の間に関連性はない、いわゆる退職金という位置づけの、年金という言葉が適切ではないかと思いますけれども、年金制度でございます。こういう中で、今回、いろいろ国民の方に誤解も招くような状況に立ち至つておるわけでございます。

議員に、今、國民に広くこの内容を周知徹底すべきではないかという御指摘を受けたわけでござりますけれども、基本的にはそのような周知徹底が必要であるというには思いますが、總務省も、我々、大変申しわけないんですが、總務省もいたしまして、今現在、人事・恩給局、この支給

事務の所掌ということでやつておりまして、広くパンフをつくり、またそういう形で国民に広報をさせていただくという立場にはちよつとないとい

がどういうものであるかということをしつかりと理解して、いつていただきたいというふうに思つてゐるわけです。

そこで、私の提案なんですけれども、これは可ঙ্গ一各問題から、二、国民年金などは、

そこで、私、一つの提案なんですかけれども、これは何が一番問題かということ、国民年金などは、私などもずっと、国家公務員を退職した後、一時期会社勤めをしましたので厚生年金にも入りましたし、言ってみれば、私などは全部経験したわけです。国家公務員共済、それから地方団体にも勤務しましたので地方公務員共済、そして役所をやめた後に今度は会社勤めをしましたので厚生年金

金 今度は会社もやめてアメリカで弁護士などを始めたときには国民年金、こうなったわけで、四通り全部経験しているわけですけれども、もちろん全部納させていただいておりますが。（発言する者あり）私学共済だけはやつていませんけれども、でも、大学では教えているんですけどね。そんな中で、一番問題なのは、二十五年入つていいないともらえないのに、国会議員は十年たつたら、年金かどうかは別にして、もらえるねというところがまずやはり一番私はしつくりこないんじゃないかなというふうに思うんです。もちろん選挙というものがあるので、ただ、最近小選挙区制度ですから、これは一回の選挙で三年半ぐらいは任期がある。だから三回当選すればいい。三回当選するという努力は会社勤めの二十五年に相当あるのかなというのはちょっとよくわかりませんけれども、いろいろそういう話はあるかも知れぬ。

それと、あと、負担金に対して、今、小西政務官から話がありました。これは非常にすっぱりおつしやつたなと思うんですけれども、要するに、納付金、我々が納めている金額と支給額に関しては、ないということが非常に問題なんだと思うんですね。

たたかく一般的に言わざる所には、食費も含めて、国民年金の支給額を見ると、七〇%ぐらいの費が入っているんじやないか、今、国民年金は三分の一だ、これはもう非常に跛行しているんじや

ないの」という議論があります。もちろん、二分の一まで平成二十一年に向けて引き上げていくわけですが、二分の一になつたとしたつて、国民年金は五〇パーで、国會議員だけ何で七〇も入るのと、いう話が非常に怨嗟の的にもなつているんだと思うんですね。

ただ、翻つて考えてみますと、きょうもこちらにずっと一般職の国家公務員の方、たくさんいらっしゃいます。国家公務員共済は被用される方ですから、雇用している国が保険料の半分を持つていてるわけですね。それに対して、三分の一、今度は給付の国庫負担していますから、これは、計算してみますと結局は大体七〇%ぐらいになるんですよ。結局、そのあたりで、議員立法したときも平仄を合わせたんじゃないかなというふうに私は推測できるわけです。ですから、我々も特別職国家公務員ですから、そういう意味では、当然、議員立法をつくるときも、衆議院、参議院の法制局もあつたでしょうし、当時の大蔵省がそんなんに簡単にうんと言ふわけないので、平仄はとつていると思うんですね。ですから、ここも、事実をわかつていただければ、なるほどなというところはあるということなんですね。

ただ、私は、やはり問題なのは、十年、この期間じゃないかなというふうに思います。

そこで、国会議員になつたら、それはそれでいい、もちろん選挙という大変な作業を経てなんだけれども、それはもうみんな会社勤めしていくものいろいろな作業はあるじゃないか、上司とのつき合いとか同僚とのつき合い、選挙と一緒にですよといふこともあるでしょう。したがつて、国会議員に在職している間に負担している部分を、いわば公的年金制度の二階、三階相当部分のものと考えて、だから、基礎年金は当然納めるわけですよ、会社勤めしていない方は国民年金を。そして、そんな人間が十年切つて終わつてしまつたら、それに加えてオンして負担している部分は二、三階部分と考えて二十五年というものに算入しましょ。だから、私らみたいに選挙にそんなに強くない人間が十年切つて終わつてしまつたら、それ

は二十五年の中に数えてください、ただ、その部分は、八年か九年になるかわからませんけれども、たくさん納めました、だからそれを今度、支給するときの給付率算定してもらつたらいんじやないですかといふうな考え方で、いつたら、国民の皆さんの大の方の理解を、すなはち、二十五年、そして給付率算定というようなことにいうう、これは一つの、一つのですよ、考え方なんですが、それども、あるいは、それはここがちょっとおかしいとか、そうじやなくてこうした方がいいんじやないかといふうな御意見を、もし制度を担当しておられる総務省なりの方からありましたら、ちょっと御意見を一回いただきたいと思うんです。

○小西大臣政務官 今委員のおっしゃったようなあります。あるいは一つのあり方であるというように思いました。

制度全体を含めまして、先ほども申し上げさせていただきましたように、両院の議長のもとで、国民が納得できるような、また議員の皆様方も、また退職された議員の皆様方も納得できるような形を御議論していただければといふうに思つております。

総務省として、特にこうせい、こうした方がいいといふうなアイデアは今のところ持ち合わせておりません。よろしくお願ひいたします。

○西田委員 政務官になられてまだ間がないようではございますけれども、しかし、非常に模範的な御答弁をいただきまして、私たちとしては、なるほどなどといふうに考へるしかありません。

もちろん自分たちのこととござりますので、私たち国会議員自身が、国民の皆様に理解を得られるようなどそういう制度をぜひつくつていかなればいけないといふうに考えておりますので、今申し上げた、期間十年ということと、それから、実はこれは、一年金と言われているけれども、社会保険ではなくして互助なんだ、そしてそれは、我々が負担している、歳費といいまして、給料に相当する歳費の十分の一、百分の十を国庫に納めた

は二十五年の中に數えてください、ただ、その部分は、八年か九年になるかわかりませんけれども、たくさん納めました、だからそれを今度、支給するときの給付率算定してもらつたらいんじやないですかといふうな考え方でいたら、国民の皆さんの大の方の理解を、すなわち、二十五年、そして給付率算定というようなことにどう、これは一つの、一つのですよ、考え方なんですがれども、あるいは、それはここがちょっとおかしいとか、そうじやなくてこうした方がいいんじやないかというふうな御意見を、もし制度を担当しておられる総務省なりの方からありましたら、ちょっと御意見を一回いただきたいと思うんです。

制度には見られる。こういう二つの問題意識を持つて質問をさせていただきたいと思います。

まず、福祉の問題を質問いたしますけれども、厚生年金や国民年金の掛金は、福祉の増進という言葉でどうか、この条文で年金の掛金がどんどん使われた。御存じのようなグリーンピア事業、あるいはコンピューター、あるいは融資事業、福祉の施設などなど、どんどん使われてしまうといふことがございました。

そこで、私は調べてみますと、国共済も福祉施設というのがありました。この四ページにござりますけれども、現在、百十三カ所の福祉施設が国共済にもございます。五ページには、これは厚生年金、国民年金の届け出でござりますが、占り

○ 田野瀬委員長 午前十時五十一分開議を終ります。

○ 田野瀬委員長 午前十時四十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午前十時十八分休憩

○ 田野瀬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 長妻昭君 本日は、国家公務員共済の改正案ということで質問をさせていただきます。

○ 長妻昭君 この国家公務員の共済、当然、長期給付ということで年金も含まれているわけですが、それでも、私の問題意識としては二つございまして、やはり国家公務員共済は民間の年金に比べて優遇されているのではないかという問題意識、当然、我々国会議員も互助年金ということでございますけれども、優遇をされている年金を持つているということで我々自身も厳しく見直ししなければいけないと私も思っておりますが、それと加えてこの国共済の優遇問題。

もう一つは、民間の年金とこの国共済を比べますと、非常に国共済はある意味きちっとしている。というのは、むだな金を使わない工夫が随所になされているというのが国共済で、その一方で、同じ人たちがつくった制度にもかかわらず、民間の厚生年金、国民年金の制度というのは、私に言わせれば非常にずさんで、福祉という定義を拡大拡大してどんどん掛金を使ってしまうとか、そういううざさんなところが厚生年金、国民年金の

制度には見られる。こういう二つの問題意識を持つて質問をさせていただきたいと思います。

まず、福祉の問題を質問いたしますけれども、厚生年金や国民年金の掛金は、福祉の増進という言葉でどうか、この条文で年金の掛金がどんどん使われた。御存じのようなグリーンピア事業、あるいはコンピューター、あるいは融資事業、福祉の施設などなど、どんどん使われてしまうということがございました。

そこで、私は調べてみますと、国共済も福祉施設というのがありました。この四ページにござりますけれども、現在、百十三カ所の福祉施設が国共済にもございます。五ページには、これは厚生年金、国民年金の福祉施設でございますが、右の方に手書きで書いてございますけれども、十五年度末で二百六十五カ所ございます。その意味では、国共済も民間の年金の半分弱の施設を持ってゐるといふことで、国共済もこういう福祉施設がいっぱいあるんだと思いました。

ところが、私がなるほどと思いましたのは、国共済のこの施設の運営というか施設の建設には、国共済の掛金というのが一円も使われていないといふことで運営されている。非常に優秀な形で運営されている。建設をされているということです。

どういうことかといいますと、国共済の場合には、積立金というのが約九兆円ぐらいある。その九兆円の積立金から福祉施設の建設費を借りて、そして建物を建てて、そこで宿泊施設などで売り上げが出た、その売り上げをもつて毎年返済をする、その積立金のところに金利をつけて返済をする。その返済が一度も滞ったことがないということで、国共済の場合は、百十三カ所の建設費を国共済の積立金から借りて、建てて、そして返済が全然滞っていない、掛け金は全然手をつけていないということで、非常に優秀なわけでございます。

そして、ある意味では、この福祉という概念も、国共済の場合は運用なんです。九兆円の積立金を

1

いろいろなところに融資して、金利をつけて返してもらう、そしてその九兆円の積立金を運用していくやしていく、その一環でこういう施設をやつて、赤字は出でていないということで、優秀ですね。そういう状況になつていて。

濟はしつかりしているじゃないかと。自分たちのお金だからかどうかわかりませんが、こういう制度の考え方方が違うのは、どういう哲学からこういうふうになっているのか、きょうは森副大臣にもお出ましいただいていますので、まず森副大臣が

議員共済の方は、今委員は運用とおっしゃいま
たけれども、もともと、短期給付、医療保険ですか
ね、年金、長期給付と、それから国家公務員の福利
祉、この事業を三本柱というふうに考えておりま
して、その三本柱のそれぞれを独立の、その種類別に

れていますよ。ただ、〇・二%だけは福祉を使いましょと。それ以上は一切使えません。歯どめがあるんです、歯どめが。こういう工夫がきちんとなされているじゃないですか。この国共達は。

生年金、国民年金の福祉施設の場合は全く組合みが違うんです。今申し上げたことと全く違う。どういう仕組みかといいますと、例えば二百六十五カ所の建物の建設費すべてが掛金で、まず建

○森副大臣 年金の福祉施設事業につきましては、高齢者となり年金を受給するまでの長期にわたり保険料を払い続けることとなる被保険者の皆さんなどへの福祉の還元を図ることを目的といた

う考へで制度を運用してまいりました。

予算に乗せちゃいけない。掛け金を幾ら使おうか
上限がない。これは森副大臣にお伺いしますのは
れども、福祉に使うお金というのは、当然予算措置は
しませんけれども、全く上限はない。歯どめが

生年金、国民年金の掛金で、まず全部ばんと建てちやう。その建てた建物を使つた宿泊などの売上金は年金の勘定に戻さないで、それを財団法人などの収入にしてしまう。こういう、何というなんですか、そこでそれを使い切つてしまふということになつております。全く違うんです。

そこで、私、国会図書館を通じて調べてみます

○長妻委員 いや、ですから、運用という概念は、日本の厚生年金、国民年金の福祉事業には全くなきるとされていることから、その費用につきましては、国の予算として計上しているものでございまます。

なつた。そつちとちよつと制度の立て方が違つております。
○長妻委員 信頼を得るために厚生年金、国民年金
金は福祉事業を掛金そのものでやつてしまふ、逆
にそれが今信頼をなくしてゐるんぢやないですか。
か。だから、世界でも変わつたというかほかない
事実です。

○森副大臣 厚生年金制度及び国民年金制度にござりますことは、保険料を法定しております、給付に支障がない範囲でしか福祉施設事業に資金を適用することはできません。また、毎年度、国会の審議、議決を経て事業に必要な経費が予算に計上されてきたものでございます。福祉施設事業関係の保険料率が別途定められていないことで、

掛金そのものでリゾート施設や宿泊施設の建物を建設してしまう、こういう仕組みを持っているのは日本の国だけだ、こういう調査結果が出てまいりました。

○森副大臣 こういつた借入金の返済につきましては年金特別会計で負担してきておりますけれども、これは施設整備を年金財源で負担することとて被保険者等に気軽に利用していくだけるようになりますが、年金を受給するまでの長期にわたつて

にそのまま出して使ってしまう、こういうことですね。ですから、そこ反省していただいて、もとからそういうたぐいの福祉事業をやめる、まずそういう決断をしていただきたいと思います。

ではないというふうに考えております。
しかしながら、ちょっと先ほど言葉が足りません
んでしたけれども、今の長妻議員の御指摘のよ
なこともありますし、民間施設の普及や厳しい
政事情などにかんがみまして、今後、福祉事業

いるところもあるんですね。ほかの先進国はどういうふうにやっているかといいますと、まさに国共済と同じやり方でやっているんですよ。年金の積立金がないところもありますけれども、積立金の若干あるところがほとんどですけれども、そのお

保険料を払い続けることになる被保険者の皆さんへの福祉の還元を図るという福祉施設事業の趣旨に沿うものと考えてきました。
○長妻委員 これはぜひ厚生労働省も調べていただきたいんですが、先進国でこういう形で福祉事業

そしてもう一つ、なるほどと自分が楽しめたと思います。私は、この「ページ」にござりますけれども、国共済は福祉掛金というのがあるんですね、福祉掛金。これは、掛け率というの〇二%、労使折半ですけれども。ですから、使用料

○長妻委員 徹底した見直しというか、制度をえなきやだめなんですね。掛金そのものを建おりますので、御理解をいただきたいと思います。

金を運用するということで、そういうリソース一施設の建設にお金を貸して金利を取っている。こういうことで、福祉といいますか、目的は福祉じゃやらないんです、まああるのは運用なんですね。それで、運用の範囲内で福祉をしますよと。国共済と同じ考え方方が先進国なんです。

業をやっている国というのはないと思ふんでね。国会図書館で調べましたから。

は〇・一%の福利掛金といふのがあります。

日本の国民年金、厚生年金の福祉の考え方だけがおかしいというか、変わっているんです。ほかにない制度なんです。ですから、これを見ると、何だ、同じ人たちがつくった制度だけれども国が

はやはり運用というのがまず第一義の目的なわけですか。

はやれません、それ以上の金は出したくてもや
ちゃいけません、掛け金は年金の支払いだけに使
う、こういうことが国共済はやられているんで
ね。私が主張してきたことが国共済は前からや

たものの合計が五・六兆円ある。その中で毎年
いう名目で回ったのが五・二兆円あるというこ
であります。これはそういうことがあっても
付に支障がないと断言できますか。

制度はやはり参考になりますか。

○長妻委員 そうすると、現実問題、今、国共済では、福祉事業としてコンピューター経費というものは、過去、現在支出されたことはありますか。

○谷垣國務大臣 ちよつと今手元に正確な資料はございませんが、福祉事業を行うに当たりまして事務費というものは用意しておりますので、ある

いはそういうものを使つて例えばコンピューターを入れているということはあるかもしれません。

○長妻委員 厚生年金、国民年金の掛金が、平成十六年度一年間だけで、福祉という名目で厚生年金、国民年金の掛金そのものがコンピューター経費に六百四十七億円。六百四十七億円全額が国民年金、厚生年金の掛金。これがコンピューター経費に、今年度一年間、福祉の増進ということで注ぎ込まれているんです。

ですから、これは、今福祉の点で私は国共済を非常に優秀だというふうに褒めましたけれども、褒めましたが、逆に言うと、何で、そういうふうにきつとできるんだつたら、民間の厚生年金、国民年金にアドバイスをアドバイスといいますか、きつとそれをやらなかつたのか。これは、谷垣大臣、何で国共済はこんなにしつかりしているんですか。

○谷垣國務大臣 御答弁によつと戸惑うんですねが、先ほど、いろいろ、なぜ要らない施設は整理しているのかと、借りた金でやつておりますから、借金を返せないようになつちゃ困るということがやはり基本にあると思います。

○長妻委員 今いみじくもおつしやられました、福祉施設の建設は借りた金でやつっているから、国共済の国家公務員の方が払つた貴重な掛金の積立金から借りているから、それが返済できないといふことはまずいということできつとやるんですよ。これは先進国はそんなんですよ、福祉というかそういうのをやるときは。

ところが、厚生年金、国民年金は掛金そのもの

を建設費に直接注ぎ込んじやうから、返す必要な

いから、もうどんどん歯どめがかからない。

森副大臣、この議論を聞かれて、国共済のこの

は、会社でいえば福利厚生的な事業であります。過去、現在支出されたことはありますか。

○谷垣國務大臣 ちよつと今手元に正確な資料はございませんが、福祉事業を行うに当たりまして事務費といふふうに思います。

一方、厚生年金、国民年金の福祉施設事業といふのは、年金制度という本来業務への理解と共感を深めるための附帯的業務として行われてきたものでございまして、これはもちろん、厚生年金、国民年金の福祉施設事業について本来業務に影響を与えないよう必要な限度で抑制的に行われるべきものであるということは当然のこととございまして、しかし、毎年度、先ほど申し上げたように、国会での予算審議を経て執行してきたもので、決して野方図にとかそういう言葉は当たらぬ

と思います。

しかしながら、先ほど来申し上げておりますよ

うに、今の時代においていろいろな問題があると

いうことも認識をしておりまして、こういつた福祉事業について徹底的な見直しを図るということ

を再三申し上げさせていただきたいと思ひます。

○長妻委員 森副大臣の読んでおられる原稿とい

うのは、本当にだれが書いているんですかね。共

感を得るために福祉事業を厚生年金、国民年金は

しているんだという御答弁でしたけれども、これ

も町中で言つたら殴られますよ、本当に。これは

ちよつと首をかしげます、だれがああいう原稿

を。本当は副大臣が自分の言葉で言わなきゃいけないんですよ、そういうのを読むんじゃなくて。

それで、先ほどやじも飛びまして、いや、もう

福

祉施設はやらないんだからいいんだといふ

やじが飛びましたけれども、とんでもないんです。箱

物は確かにやらないといふうに与党は言われて

おりましたが、この七十九条と七十四条、国民年

金法、厚生年金法の条文は削られていないとい

かそういうのをやるときは。

ところが、厚生年金、国民年金は掛金そのものを建設費に直接注ぎ込んじやうから、返す必要な

いから、もうどんどん歯どめがかからない。

森副大臣、この議論を聞かれて、国共済のこの

いますよ。箱物はやめたと。では、福祉の増進だから、東京ドームを借りて、そういうことがあるかどうかわかりませんよ、年金の告知イベントをしよう。箱物じゃなくてイベントでいいこうと。

事実、江角マキコさんが出たあのCMキャンペー

ン、六億二千万円のキャンペー費用、あれは福祉の増進で全額年金の掛金で出ているんです。広告宣伝費は年々上がつてますよ。ですか

ら、危険性としては、箱物は大丈夫だと、でもこの条文が残つているから、そういうイベントにいきますよ。あとは宣伝とか。そつちの方にまたどんどん金が出て、十年後、ぱつと気づいたらまたすごい金が出ちゃう、こういう危険性も私はある

と思います。

森副大臣に一言だけ、そういうイベントとかC

Mキャンペーーン、これを福祉の増進では、箱物はやらないというのはわかりましたけれども、福祉の増進ではイベントとかCMキャンペーーンの費用ももうやらないですよ、こういう御答弁もいただ

きたい。

○森副大臣 十分、適切な用途にのみ支出するよ

うに、委員の御指摘を踏まえまして、これから適切に対処してまいりたいと思います。

○長妻委員 この福祉の質問以外もあります

で、福祉の関係はこれでやめますけれども、厚生年金保険法の七十九条、先ほど申し上げたこの一行と、国民年金法の七十四条、この一行、この七

十九条と七十四条、一文だけ削ればいいんです

よ。それは簡単なんですよ、森副大臣。そうする

と、大臣が答弁したことがああ本當だとわかるん

ですけれども、これは削りましたよ、副大臣。

副大臣もきのう記者会見でいろいろ厳しい指摘があつたと思いますよ。挽回してください、挽回して。これは削ると、ばんと今ここで言つてください、政治家として。

○森副大臣 これは、私が、私の立場でお答えすべきことではないと思います。(長妻委員)何

で、それはちよつとおかしいですよ。立場と言つ

ふぶ)

んだつたら質問できません」と呼ぶ)

○田野瀬委員長 何か言うてください。

○森副大臣 言葉が足りませんでした。国会にお任せをいたしたいと思います。

○長妻委員 副大臣はどう思うんですか。削るべきだと思うんですか。閣法は皆さんがつくつて国会に出すんでしよう。

○森副大臣 御意見は御意見として承りますけれども、私どもとしては、全くなくしていいものだ

というふうに考えておりませんので、これから十分に検討させていただきたいと思います。

○長妻委員 こういうことです、これは、今聞いていたいたと思いますけれども、また拡大拡大で知らないうちにどんどんどんどん出ちゃいますよ、間違いなく。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてもう一つは、この一ページ目にございま

すけれども、国共済の積立金と国民・厚生年金の積立金が株で運用されています。この国民年金、厚生年金の積立金のうち、資金運用基金に預けて、市場運用分が、これは大体五十兆円ですけれ

ども、このうち三八%が株で運用されている。ところが、国共済の積立金は七%しか株で運用されていません。そして、分母をそろえるとすれば、国

共済は、実際、資金運用部で、財投で運用してい

る部分を除くと五兆円ございますから一四%。

それでも一四%になる。ですから、三八%対一四%としても半分以下なんですね、国民・厚生年金の株の運用比率と国共済の比率を比べると、国共済の方が半分より低いんですね。これは安全運転しているというふうに見られるんですが、これはどういう哲学に基づいて国民の皆様の運用よりも低くしているんですか、谷垣大臣。

○谷垣國務大臣 国共済の年金の基金の運用の基

本的な考え方といふのは、これは、長期的に見てリスクと収益のバランスを適切にとつていくといふことになるんだと思います。

それで、そのための基本は法令でございますけれども、それに加えまして、外部の有識者の意見

を聞きまして「積立金等の運用の基本方針」とい

うのを定めて、これは公表もしておりますが、そういうものに従いまして安全かつ効率的な運用をするということありますけれども、その際、国家公務員共済年金の成熟度といいますか、受給者と現役の比率、これは相当成熟しておりますので、高まつてきておりますので、やはり安全に運用していくというのが、これだけ成熟度が高まつていると重視しなければならない点ではないか、こういう考え方で運用いたしております。

○長妻委員 成熟度が高まるということは、当然〇Bの比率が高くなるということですよ、簡単に言うと。それは、国民年金、厚生年金だつてこれから加速度的に、世界一、まさに受給者の比率が高まるんですよ。

国共済は安全に運用する、これを重点にいくと。国共済は評価損というのは株では出ておりませんか、出たことはありますか。

○谷垣国務大臣 株で評価損が出たことはございません。

○長妻委員 大体幾らぐらい、年度も。

○谷垣国務大臣 平成十四年度末で、外国株、国内株を合わせますと、二千十一億の評価損がござります。

○長妻委員 森副大臣にお伺いしますけれども、この三八%という比率、高いわけですが、これは、先ほど谷垣大臣の御答弁を聞いていただいたと思ひますけれども、やはり哲学が違うわけです、国共済とは。

○森副大臣 ちょっと誤解がないように申し上げますと、長妻委員のおっしゃっているその三八%という数字は、年金資金運用基金への預託金を除いた部分の株式の比率でございます。(長妻委員「それ言つたじやないですか、今質問のときに」と呼ぶ)一方、国共済の方はそれを含めた場合の数字なんですね。(長妻委員「だから、一四%と言つたじやない」と呼ぶ)ああ、一四%。いずれにしても、考え方としては、国共済と変わることはありません。

○長妻委員 よく私の説明を聞いてください。

では譲つて、皆さんが言う同じ計算で合わせるところ、国民・厚生年金が三八%、株の比率が、国共済は一四%なんですよ、大体。それでも、皆さんが言う同じ基準に合わせても、国共済一四%、国民・厚生年金三八%なんですよ。ですから、半分以下じゃないですか、国共済。ですから、哲学は違はずですよ。同じだったら、何でこの比率が四割近いんですか。

○森副大臣 ですから、これは、預託金を含めた積立金資産全体に占める株式の比率は、国民年金及び厚生年金が七・三%ございますし、国共済が六・五%で、両者に大差はないというふうに私は考えます。

○長妻委員 事前の説明と違いますよ。

○森副大臣 ですから、預託部分を国民・厚生年金は除く、それを除いて、その比率ですよ。それが倍近く離れている。ちょっと後ろの方、説明してください。

○田中瀬委員長 ちょっと時間をとめてもらえますか、これ。ちょっと時間をとめておいて。

○森副大臣 いざれその預託部分がなくなつたときの株式割合は、国内・外國合わせまして二〇%ということを目標にしております。

○長妻委員 そうすると、それでも国共済よりも高いじゃないですか。何で高いんですか。そうしたら、同じ今の比率でいうと、国共済は何%ですとか、森副大臣。

○森副大臣 これは、いざれにしても、今度新しい手法に移行しまして、運用委員会において株式や債券の基本ポートフォリオについては決められるわけでございまして、そういうところで経済前提との整合性をとりながら専門的に検討して、より小さなリスクでより高い収益を得られることができることができるというコンセプトでもって資産構成割合を選択していくことになるわけでございます。

○長妻委員 ちょっと議事妨害に近いと思うんですね。

○森副大臣 そうですね。そうしたら、国民年金、厚生年金の、そちらの数字でいいですよ、国民年金も同じ国がやつているのですから、説明だつた。今、森副大臣は、より小さなリスクで取扱われたのは、リスクと収支のバランスをとるというお話をすね。

○長妻委員 それは言いますよ。そうしたら、国民年金、厚生年金を含めた場合の比率でございます。

○長妻委員 ちよつと議事妨害に近いと思うんですね。

○森副大臣 ちよつと誤解がないように申し上げますと、長妻委員のおっしゃっているその三八%という数字は、年金資金運用基金への預託金を除いた部分の株式の比率でございます。(長妻委員「それ言つたじやないですか、今質問のときに」と呼ぶ)一方、国共済の方はそれを含めた場合の数字なんですね。(長妻委員「だから、一四%と言つたじやない」と呼ぶ)ああ、一四%。

○長妻委員 よく私の説明を聞いてください。

金、厚生年金の全体のうちの株の投資の比率は何%で、そちらの言い分どおり同じに合わせてくれますか、国民・厚生年金と国共済の全体の株の比率というのは、同じ比率で合わせると何%と何%ですか。

○谷垣国務大臣 国共済の方は、十五年三月末で、国内株式が三・六%、外国株式が二・九%、合計すると六・五%というのが国共済の数字です。預託というものは財投ですから。

○長妻委員 預託部分を、先ほど申し上げたのは預託金を含めたものでございまして、預託金を除いた部分でいきますと一二・八%になります。

○森副大臣 預託部分を、さつき打ち合わせをして、事前に私も聞いた、その預託部分を除いてと言つているんです。預託部分を除いて株の部分は。預託というものは財投ですから。

○谷垣国務大臣 預託部分を、先ほど申し上げたことは私は説明できませんでしたけれども、いざれにしても、平成十一年の財政再計算における経済前提のもとで、株式や債券ごとにリターン、リスクを推計して、必要な運用利回りを確保するために統計的に最適な資産構成割合を計算した上で、シミュレーションにより最もリスクの小さいものを選択してきたというふうに受けとめております。

○長妻委員 説明できないですがと今言われましたけれども、そうしたら、この違いを説明できる方、谷垣大臣ですか、説明してください、違いを質問していますから。

○谷垣国務大臣 厚生年金の運用に関しては、私は、要するに担当者として説明する資格はないと思います。

○長妻委員 そうすると、説明する資格がある人は副大臣じゃないですか。

○森副大臣 今谷垣大臣がお答えになつたのと同じことですが、説明できないと申しますのは、国共済との比較において云々かんぬんということを私は説明する立場にないということあります。

○田中瀬委員長 もう質問時間が終了しておりますので。

○長妻委員 そうしたら、だれが説明できるんですか。

○森副大臣 厚生年金については、私が先ほど説明を申し上げましたとおりでございます。

○長妻委員 何で違うんですか。その違いを説明できるのは、だれが説明できるんですか。森副大臣も谷垣大臣もできないと言う。これは国会で質問していますから、我々は縦割りごとに質問しているんじゃないですから。

○田野瀬委員長 長妻委員に申し上げますが、質問時間がもう終了しておりますので、事務局から説明させますので、これをもつて終了したいと思います。（長妻委員）いやいや、だめです」と呼ぶ

○谷垣国務大臣 私どもの方の運用の指針といいますか哲学は、先ほど申し上げたとおりでございます。

それで、表現は森副大臣の御説明と極めて共通しているわけでありますけれども、実際の運用に当たりましては、それぞれの運用当局者の、運用責任者の判断というものがあるんじやないかと思います。それにつきましてはある程度裁量の余地というのがあるかと思いますが、国家公務員共済がこういうことでやっているというのは先ほどの哲学に基づいてやっているわけですが、あと、どういう御判断で厚生年金の方がああいう数字になつているのかは、私からはお答えは差し控えさせていただきます。

○田野瀬委員長 最後の質問にしてください。

○長妻委員 これでもう質問をやめますけれども、当然、判断でなされているんですよ。これは法律に基いていらないですから、その判断の違ひが出たのは何ですかと。

ですから、国民の金はある程度危険にさらしてもいい、国家公務員の金は余り危険にさらさない、こういうふうに見られても仕方がないわけですから、きちっとしていただきたいと思います。

ただいまのやりとりを伺つておりますが、私は以上です。

○田野瀬委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木克昌でござります。

ただいまのやりとりを伺つておりますが、質問させていただきたいというふうに思います。

○鈴木(克)委員 本当に、冒頭からちょっと理

解をすると非常にわかりやすい議論だな、このよ

うに思つて私は聞いておりました。まあ、通告に

基づいて少し質問をさせていただきたいと思いま

す。

我が党の中塚議員から議員の年金未払いの問題についていろいろと質疑がありました。実は、私も、今回の一連の騒動が起きたときに、だれに聞いたかといいますと、家内に電話をかけて聞いたわけですね。おれ大丈夫だらうなと言つたら、

大丈夫ですと。しかし、それでも心配なもので

すから、社会保険庁で調べてきました。もちろん問題なかつたんですけど、ちょっと外れておるかもしませんけれども、この話だけ冒頭させていた

だけですね。

そこで、ちょっとと言葉じりをつかまえるような

質問になつてしまふかも知れませんけれども、私は、今回この改正する理由、意義についてお伺いをしてまいりたいんですが、本改正案の提出理由は、今申し上げました、「少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国家公務員共済年金制度に対する信頼の確保を図るため」となつておるわけがあります。

そこで、この文章を聞いておつて、ぜひこれは一遍よくお伺いしたいなというのは、まず、現在において、国共済年金制度に対する信頼性を確保しなければならない、何らかそういう状況にあるんでしようかね。ぜひ一遍この辺からお伺いをし

ていただきたいと思うんです。いいですか、国共済年金制度に対する信頼性を確保しなければならないことであるならば、何らかそういう状況にあるんではないか

といふふうに思います。

それでは質問をさせていただきますが、私は

常常、こうして質問をさせていただくときには、ま

ず現状打破、それから国民の目線、こういうこと

を主眼に御質問をさせていただくわけであります

が、きょうもそういう意味でその目線に立つて御

造ということを考えなければなりません。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

案ということでございまして、この法律を実は挿入して、理由書の一項目から二項目にかけ、国民年金法等の一部を改正する法律案の理由書の一項目、二項目と全く同じ文章なんですね。全く同じ文章。「少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国家公務員共済年金制度に対する信頼の確保を図るため」と。それから、国民年金の方も全く一緒に官尊民卑だな、この底流に流れているのは明らかに官尊民卑だ、もう一切合財がそういうふうに理解をすると非常にわかりやすい議論だな、このように思つて私は聞いておりました。

見しまして、理由書の一項目から二項目にかけ、国民年金法等の一部を改正する法律案の理由書の一項目、二項目と全く同じ文章なんですね。

そのうに思つて私は聞いておりました。

もこれから進展していくわけでございますので、そういう状況を踏まえまして給付を一体どうするのかということを考え直さないと、これから持続的な制度につながらないということでございま

す。

そこで、ちゃんと組合員と折半で負担する保険料は税金である、これはそうですよね。と

いうことから、形式論的に本法適用者の国共済組合員と限定して考えるのは果たして妥当のかどうかと、ここなんですよ、私が聞きたいのは。一般

国共済制度は公的年金制度の一翼を担う、ま

た、事業主として国が共済組合員と折半で負担す

ることであります。もちろん、制度の欠陥、それか

ら認識の問題、いろいろあります。しかし、本当に基礎的な問題、国民の目から見ると全くわからぬ、理解されない問題だ、こんなふうに思つておられます。いずれにしても、早く法整備をするな

りきつと対処をして、国民の理解、納得を得られるようにしないと、これは本当に、ますます政

治家不信、政治不信になつていくんではないかな

といふふうに思います。

そこで、この文章を聞いておつて、ぜひこれは

一遍よくお伺いしたいなというのは、まず、現在

において、国共済年金制度に対する信頼性を確保しなければならない、何らかそういう状況にあるんでしようかね。ぜひ一遍この辺からお伺いをし

ていただきたいと思うんです。いいですか、国共済年

年金制度に対する信頼性を確保しなければならない

ことであるならば、何らかそういう状況にある

んでしょうね。ぜひ一遍この辺からお伺いをし

ていただきたいと思います。

そこで、この文章を聞いておつて、ぜひこれは

一遍よくお伺いしたいなというのは、まず、現在

において、国共済年金制度に対する信頼性を確保

しなければならない、何らかそういう状況にある

んでしょうね。ぜひ一遍この辺からお伺いをし

ていただきたいと思います。

済の理由書も国民年金の理由書も全く同じ文章で始まつておるものですから、そうすると、本当に今回この改正をする理由とか意義というのは、やはり国民のためにという底流がなくてはならない。さつきの議論は国民を軽視するという底流の議論だつたわけですねけれども、私は、それでは絶対にならない、こういう思いからこのようなことをまず申し上げておきたいというふうに思いました。

それから、続いて厚生年金改正法案との比較で少しお伺いをしたいわけですねけれども、厚生年金と同様の改正を行つた点、どこが同様なのか、それからまた理由、それから、厚生年金と異なる改正を行つた点、そしてその理由、これをひとつお示しいただきたいんですね。

特に、今回の年金制度改革において、給付と負担のあり方が注目をされてきましたね。給付に関しては厚生年金と同様の改正を行つてながら、負担に関しては異なつた取り扱いをしておるわけですよ。これはなぜなのかということなんですね。

厚生年金においては、世代間の負担の公平の観点や現役世代の負担について不安を解消するため、最終的な保険料水準を法律上明示しておる。国共済年金の改正においては給付と負担との関係は明確ではなく、これは「国家公務員共済年金制度に対する信頼の確保を図るために」という提出理由なんですが、私は、この提出理由と矛盾があるんじゃないかな、こういうふうに思うわけですねけれども、その点いかがでしょうか。

○杉本政府参考人 まず、先生お尋ねの厚生年金改正法と同様の点でござります。

一つは、給付水準の調整方式、マクロ経済スライド等の調整方式を導入するということでござります。二つ目は、基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の見直しでございます。それから三つ目、組合員である間に支給される退職年金につきまして、一律二割の支給停止がございましたが、この支給停止措置の廃止。それから、育児休業を

している組合員に対する掛け金の免除措置の拡充。ほかにもございますが、こういったところが厚生年金制度の改正と共通しているところでございます。

他方、厚生年金制度の改正と異なる点が大きく言いまして二つございます。

一つは、今委員御指摘になりました保険料の決め方の問題でございます。申し上げましたように、共済年金の給付水準は、これは從来から厚生年金に準拠して決めるという方式をとつておりますので、この方式を維持することいたしまして、先ほど申し上げましたとおり厚生年金と同様の改正をしているわけですが、他方、國家公務員共済の財政状況、それから、受給者と現役の比率を示す成熟の度合い、こういったものが厚生年金とは異なっております。また、保険集團の規模が相対的に小さうございます。国家公務員共済は百万人強でござりますが、厚生年金は三千万人を超えるようなところになつておりますので、保険集團が相対的に小さいということがございまして、保険集團が相対的に小さいといふことから、保険料水準も、例えば厚生年金と同様に固定するということになりますと、保険財政が非常に不安定になるということになるわけございます。

したがいまして、從来から、共済の場合の保険料につきましては、今後の収支見通しに基づきまして五年ごとに財政再計算を行いまして、財政の健全性が確保されるようというやり方をとつてきておりますが、今回もその財政再計算を行いまして、その結果に基づいて、保険料率については国家公務員共済組合連合会の定款で決めるという方式を維持することとさせていただいております。

○鈴木(克)委員 伺えばそういうことかなということですが、冒頭申し上げましたように、何かこれまで見て、今まで、前回のときは給付水準維持方式ということで給付水準を維持し、少なくとも五年ごとに財政再計算の際に保険料水準を見直しを行うということで、両方とも一緒だったわけですね。

今回は、要するに厚生年金については保険料水準固定方式ということで、千分の百三十九から、百三十九・三四ですか、ずっと年度が先に行くにつれて千分の百八十三ということで出ているわけですね。ところが、国共済、私学共済は、少なくとも五年ごとに財政再計算の際にということで、明らかにこれは違つておるわけですね。

これを見ると、何か恣意的に、分母が小さいからと言われば、それはそのとおりかもしれませんけれども、私が冒頭申し上げた、国民の目線で、だれのための改革かということからいくと、このところはなかなか理解されにくいくらいな気がするなということを感じたものですから、あえてこの場で、このところは本当にきちっとしておいてもらわないと、国民も誤解、そして、理解しにくいんじゃないかな、という気がするわけであります。

○谷垣国務大臣 この公的年金制度の改革については、今お引きになつた昭和五十九年の閣議決定、それから、比較的最近では平成十三年三月に公的年金制度の一元化の推進ということで閣議決定が行われております。

もちろん、閣議決定というのは重いものでござりますし、閣議決定に行くまでには相当議論も積み重ねてやるわけですが、いろいろ、何というんでしようか、五十九年というとかなり前のことになりますので、当時は必ずしも現在事情が同じくしないこともあります。

ただ、政府の考え方、公的年金制度の一元化ということを特に最近では十三年の閣議決定で言つておりますけれども、これを説明するとき大体引

の動きと違つた動きをしていきますので、その点を勘案しなきゃいけないということでござります。

二つ目、厚生年金制度の体質と違つておりますのは、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位の一元化でございまして、これは十三年の三月の閣議決定を踏まえまして、共済年金に要する費用の負担の水準の均衡を図りますとともに、長期給付の円滑な実施を図るための財政調整の仕組みを導入するというところが二つ目の異なっている点でございます。

○鈴木(克)委員 伺えばそういうことかなということですが、冒頭申し上げましたように、何かこれまで見て、今まで、前回のときは給付水準維持方式ということで給付水準を維持し、少なくとも五年ごとに財政再計算の際に保険料水準を見直しを行うということで、両方とも一緒だったわけですね。

私は、この閣議決定というのもぜひ大臣にお伺いしたいんですが、重いものであり、しかも、それに向かって全力で、これは国を挙げてその方向に向かつて努力をしていかなければいけない、特にお役人は、そういう閣議決定がなされた以上、政治家も公務員もそうですけれども、その方向に向かっていくということなんですが、閣議決定といふのはそんなに重くないんですかね。私は、閣議決定というのはもつともつと重いものだ、こういふふうに思つておるわけですが、この点はなぜ进展しなかつたのかということを一度ぜひお伺いをしたいというふうに思うんですが、いかがでしようか。

私は、この公的年金制度の改革について、今お引きになつた昭和五十九年の閣議決定、それから、比較的最近では平成十三年三月に公的年金制度の一元化の推進ということで閣議決定が行われております。

いくことがあります。まだ、この三党合意の中からどういうものが生まれてくるかというのは、正直申し上げて私もわかりません。刮目してこの議論を見なきやならないと思いますが、私は、その議論でどういう方向が出てくるか、まだ十分な予測は持っておりますけれども、地共済と国共済の今度の改革は、その議論の中で必ず、少なくとも前さばきの役割は確実に果たしているんだろうというふうに考えております。

○鈴木(克)委員 いずれにしても、もちろん、三年かけてきちつと議論をしていくことですから、ここであれするのは難しいかもしませんが、今お話しのよう、私も少し経験の中で、

例えば職業別の限界、公正さの問題、それから、もちろん今の共済、厚生の乖離の問題、そして、

基本的には、また戻ってしまうんですが、官が得しておつて民が損だという、このいわゆる国民の

根本的な不信感をぬぐわない限り、国会議員の年

金の問題もそうです、この部分を中途半端に避け

て通ろうと思えば、これは絶対に私は進まなくな

るというふうに思うんですね。だから、本当に

そういう意味で意を決してこの一元化については臨んでいかなきゃいけない、二十一世紀の最も大

きな我々に課せられた課題の一つだ、このように

私は思つておるわけでござります。

次に、三階部分の話、これも先ほどの議論で出

ておりますが、これについてもちょっとお伺いを

しておきたいというふうに思うんですけども。

職域年金部分、俗に言う三階部分の導入の背

景、趣旨、その給付水準、そして事業主の、国は

事業主になるわけですねけれども、この負担割合

そして年金支給額において官民格差が発生する理

由、この辺のところをお伺いしたいと思っておつ

たんですが、中塚委員から相当突っ込んで質疑が

ありましたので、私は少し絞って、どういう経過、

理由で設けられたのかというところをもう一度わ

かりやすく御説明をいただきたいと思うんですね。おわかりになりますよね、質問の意味は。

本当に、どういう経過なのか、国民の皆さんが

一番関心を持ち、聞きたいのはそこだと私は思うんですね。この部分をひとつぜひ、私のような者にもわかるように御説明をいただきたいと思います。

等について今国会において改正をするというお話をされたわけですね、これはもちろんぜひ進めてもらいたいと思うんですねけれども、この際、国家公務員共済組合法において、大臣、副大臣、政務官等について、短期給付は対象、そして長期給付を外しておるという、これを一緒に変えたらどうなんですかね。

大臣の在任期間が短くて長期給付になじまない、こういう理屈が一つあるんだと思うんです。だけれども、通算年金制度というのがありますよ。現在我が加入期間が通算できるわけですから、この国家公務員共済法の第七十二条を今国会で変えるというような、民間人から登用された大臣の問題を変えるというなら、やはり変えるべきだ、私はこのように思うんですが、いかがでしょうかね。

○谷垣国務大臣 そのところは今後の国會議員の互助年金というものがある、それにさらに国家公務員共済というものが今度かぶつっていくといふ度をどうしていくかという問題に対して、ある程度整理をしなきゃいけないと思います。

それで、先ほど中塚委員の御指摘だったと思いますが、しかし、国議員の互助年金には基礎年金がないではないかということがございまして、これは、本来、国民年金に入るという前提で国会議員の互助年金もできているんだろうというふうに思います。その辺の周知徹底、制度の連携をどうしていくかというような議論がもう一つあるんじやないか、これは全く個人的な見解でありますが、そう思っております。

○鈴木克委員 これで終わらせていただきますが、いずれにしても、本当に冒頭申し上げた国民の目線からいくと、一体全体何をやっているんだ、ふざけるんじゃないよということが、国民の今の率直な政治そして政治家に対する目線だと。

このことを我々は強く感じながら、本当に正すべきところを正していく。このような形で、ぜひこの国難といいますか大変厳しい国情をみんなでひとつ頑張って乗り切つていくべきではないかな、このことをお願い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○田野瀬委員長 次に、佐々木憲昭君。

さいます。

時間が押してまいりましたので、端的にお聞きをしますから、短くお答えをいただきたい。

今度の法案では、共済年金の給付水準について、厚生年金に準拠して定める、あるいは水準の調整は厚生年金と同一の比率で行う、こういう説明がされているわけです。

厚生年金については、政府は、モデル世帯で五〇%の給付水準を確保する、こういうふうに言っておりました。では、共済年金の場合はどうなるのか、五〇%を確保できるのか、まず大臣にこの点、お伺いしたいと思います。

○山本副大臣 厚生年金の試算と同様の前提を置いていた上で、国共済における平成三十七年、二〇二五年度における所得代替率を試算してみますと、夫は四十年間国家公務員、妻は四十年間専業主婦の世帯、モデル世帯の場合、四九・八%でございますが、七十年代、夫、妻ともに国家公務員として四十年間共働きの世帯の場合、三九・一%、四十年間国家公務員である単身男子世帯の場合、三八・〇%、四十年間国家公務員である単身女子世帯の場合、四〇・四%でございます。

○佐々木(憲)委員 聞いたこと以外もお答えをいたしましたけれども、時間が大変節約されただいたわけでありまして、時間が大変節約されたと思うんですけれども、次の質問で聞こうと思っておりましたモデル世帯以外の世帯も、今、四十年間夫婦共働きの場合は三九・一、男子単身、女子単身の場合、それぞれ三八・〇、四〇・四。

そうすると、先ほどの男子単身の場合、女子単身の場合、これは八十五歳の時点でいいんですけども、何%になるんですか。

それでは、この水準というものがその後もつまり、六十五歳の段階でそうである、その後もこれが維持されるという保証があるのかどうか、次にこの点をお聞きしたいと思うわけであります。

○佐々木(憲)委員 その保証はございませんですか。

○佐々木(憲)委員 保証はございませんですか。

ないと言つたんですね。はい。

○杉本政府参考人 お答えさせていただきます。構成世帯類型の場合も三割台、四割台、こういった構成世帯の場合、八十五歳で三二・五%でございます。男子単身の場合、八十五歳で三〇・六%、女子単身の場合、八十五歳で三一・五%でございます。○佐々木(憲)委員 こうなると、これは約四〇%なんという話ぢやなくて三〇%。こうなってくると、五割だ、五〇%だ、あるいは百年安心だうことが今答弁の中で明らかになつたわけであります。

わ�ですね、四九・八ですから。そのほかの世帯における保証があるのかどうか、次にこの点をお聞きしたいと思うわけであります。

○佐々木(憲)委員 その保証はございません。

○佐々木(憲)委員 保証はございませんですか。

ないと言つたんですね。はい。

す。最後に、再任用制度の問題についてあります。

本来、この制度は、職員が定年退職後に不安を覚えることなく生活でき、また、長年培つた能力と経験を有効に發揮できるように設けられたものであるはずです。しかしながら、現状は、退職者の約一〇%しか再任用されていないことが本日の審議でも明らかになりました。今後、この制度を実効あるものとして機能させること、年金制度の大改悪の前にこのことが一層求められていることを強調して、私の反対討論とするものであります。

○田野瀬委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田野瀬委員長 これより採決に入ります。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田野瀬委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田野瀬委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○田野瀬委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十三分散会